

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により，平成26年4月1日に設立する地方独立行政法人京都市産業技術研究所に権利及び義務を承継させるので，次のとおり関係書類を閲覧に供します。

なお，異議のある債権者は，閲覧期間満了の日までに書面で市長にその旨を申し出ることができます。

平成26年1月31日

京都市長 門川 大作

1 閲覧に供する書類

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の成立の日現在における地方独立行政法人京都市産業技術研究所の資産及び負債の見込みを明らかにする書類

2 閲覧場所

京都市産業技術研究所企画情報室

3 閲覧期間

平成26年1月31日から平成26年3月2日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

4 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

（京都市産業技術研究所企画情報室）